

## 大阪府監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年2月12日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	清水	涼子
同	和田	秋夫
同	中川	隆弘

### 委員意見に対する措置

（同窓会会計のあり方について）

監査対象機関名	大阪府立長吉高等学校	
監査実施年月日	平成24年12月5日から平成25年2月1日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>大阪府立長吉高等学校は、同校の同窓会から委任を受け、学校が会計事務を行っている。同窓会会計の状況を確認したところ、以下の問題点が見受けられた。</p> <p>1 次のとおり、支出すべきでないものがあった。特に、記念品料については、現在は廃止されているが教職員のモラルが問われるものであり、問題である。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教職員の転退職者に対する記念品料（餞別としての金銭。平成23年度：14人計92,000円）</li><li>・校旗の購入（平成23年度：34,650円）及び入学式・卒業式で使用する吊り看板の作成費用（平成22年度：231,000円）等、本来公費で執行しなければならないもの。</li></ul> <p>2 同窓会の支出をみると、同窓会が本来目的で使用する総会等の費用よりも学校に対する支援金の方が多くなっている。従来どおり同窓会費を集め続けると、残高は増える一方であり、流用のリスクも懸念されることから、引き続き現状のまま同窓会</p>	<p>事務処理について 会則上「分納」となっている個所について、平成25年11月17日の同窓会総会で改正された。</p>

費の負担を求めるのか、同窓会に対して検討するよう働きかける必要がある。また、使途についても入学時に周知されていないので、可能な限り情報提供に努めるべきである。

3 事務処理面で以下のとおり改善をようするものが認められた。

- ・同窓会会則上は、会費を「在学中に分納」と規定されているにもかかわらず、入学時に一括納入させている。

- ・同窓会費は積立金会計で管理され、卒業時に同窓会会計へ振り替えられるところ、相当の期間を要しているケースがあった。

- ・同窓会の決算報告については、一般会計は総会において報告・承認されているが、特別会計は決算報告がされていない。

本件については、今年度、府立高校全般に係る問題として教育委員会施設財務課に、団体自らが会計事務を行うことや公費対応すべきものに同窓会会計から支出することがないよう意見を付したところである。本校においては、事務処理面で改善を要する点も存在することから、同窓会に係る事務のあり方について検討することとされたい。